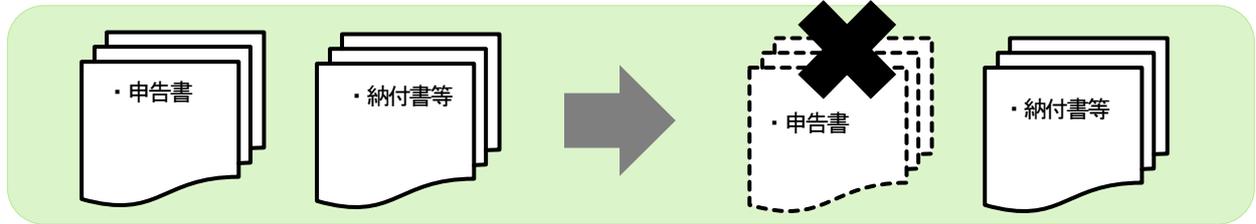


【山梨県からのお知らせ】

紙の申告書の事前送付を見直します

- 令和8年10月送付分から、eLTAX（エルタックス）により電子申告を行っている法人への紙の申告書の事前送付を取りやめます。
- eLTAX への申告データの事前送付および紙の納付書送付は引き続き行います。



1. 対象法人 直近事業年度において eLTAX により電子申告した法人
2. 変更後の送付物 紙の納付書、県からのお知らせ 等
3. 変更時期 令和8年10月送付分から（令和8年11月申告納付分）
4. 其他のお知らせ

✓ **eLTAX のメッセージボックスをご確認ください！**

eLTAX への申告データの事前送付は引き続き行います。メッセージボックスのお知らせをご確認いただき、電子申告をお願いいたします。

また、電子申告とあわせて、電子納税もご利用いただけます。ぜひご活用ください。

✓ **便利な eLTAX をご活用ください！**

山梨県では、eLTAX を利用して、インターネットによる電子申告、電子申請・届出の受付を行っています。対象法人以外の法人のみならず、便利な eLTAX をぜひご活用ください。

✓ **電気供給業や医療法人等に関するご案内や各様式は県のホームページからダウンロードできます！**

紙の申告書に同封していた電気供給業や医療法人等に関するご案内や各様式の送付については、令和8年4月より取りやめます。

必要に応じて県のホームページからダウンロードをお願いいたします。

各種申告書、納付書、様式等についても山梨県ホームページに掲載しています。

山梨県 申告書 法人 様式

検索

■ **eLTAX(エルタックス)の手続きについて**

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX サポートデスク (TEL) 0570-081459 (全国一律市内通話料金)

上記の電話番号で繋がらない場合 (TEL) 03-6745-0720 (通常通話料金)

■ **事前送付の見直しについて**

山梨県総務部税務課企画・課税担当 TEL055-223-1386

山梨県総合県税事務所 事業税課 法人担当 TEL055-261-9116